

離島振興法の一部を改正する法律案(衆第三二号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、離島振興法の目的規定において、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにする。
- 二、地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とする。
- 三、離島振興の追加施策として、離島振興計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費に係る国の補助、離島振興対策実施地域における医療体制の整備と充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する。

- 四、離島振興法の有効期限を十年延長し、平成二十五年三月三十一日限りその効力を失うものとする。
- 五、この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、四及びこれに伴う規定の整備等は、公布の日から施行する。